

焼津市週休 2 日工事（土木工事等）実施要領

（目的）

第 1 条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休 2 日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第 2 条 この要領の対象となる工事は、焼津市が発注する土木工事標準積算基準書、港湾工事標準積算基準書、土地改良工事積算基準、治山林道必携、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表（管路、ポンプ場・処理場）により積算する工事（電気通信設備工事、機械設備工事、通年維持工事及び災害復旧工事を除く。）とする。

（用語の定義）

第 3 条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

（3）現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数/対象期間日数）で算出する。現場閉所率が 28.5%以上の場合を 4 週 8 休以上、25%以上 28.5%未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4%以上 25%未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。

（発注）

第 4 条 週休 2 日工事の発注は、工事担当課長が対象工事の範囲内で選定して行うものとする。

2 前項の規定により発注するときは、焼津市週休 2 日工事（土木工事等）特記仕様書

(別紙1)を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上し発注するものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 請負者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙2を参考とする)を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 請負者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、請負者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(工期の設定)

第6条 発注者は、別に定める「焼津市建設工事工期設定要領」に基づき、適切な工期の設定を行うものとする。

(費用の計上)

第7条 静岡県が定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。